

傍 聴 要 領

古賀市公共交通活性化委員会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、受付簿にお名前とご住所をご記入ください。
その後、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は、会議開催時刻の30分前から開始し、15分前に締め切ります。
- (3) 傍聴者の受付は先着順とし、定員（10人）になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話、PHS、ポケットベルその他これらに類するものは、使用できないよう電源を切っておくこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、委員長の許可無く写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) その他会議の傍聴に関し、委員長の指示に従うこと。